

令和5年5月1日

保護者 様

豊橋市教育委員会

教育長 山西 正泰

5月8日以降の学校における教育活動の対応等について

新緑の候、日頃より、本市の教育施策の推進にご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、文部科学省より令和5年4月28日付で「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」の通知があり、学校での対応等につきまして、主なものをまとめました。下記のとおり、教育活動を進めてまいりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1 マスクの着用について

○健康に問題のない場合には、マスク着用は求めません。

2 登校前の健康観察、体温チェックについて

○検温、およびその結果の報告は必要ありません。

○登校後、朝の会などで健康観察を行い、健康状態を確認します。

3 手指衛生について

○流水と石けんでの手洗いを励行します。

4 各教科、給食、部活動、学校行事などの実施について

○特に制限を設けません。換気の確保に努めます。

5 出席停止の考え方について

○本人が陽性と判明した場合、出席停止期間は「発症後5日間経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで」となります。

○基礎疾患があるといった合理的な理由があると校長が認めた場合は、感染不安を理由に学校を休んでも、欠席として扱いません。

6 登校の制限について

○同居家族の症状によって、登校に制限を加えることはありません。

○お子様の体調が普段と異なる症状がある場合は、自宅での休養をお願いします。

7 その他

○お子様の学校で臨時休業になる場合や、お子様が感染症などにより出席停止になる場合には、学習の機会の保障として、オンライン授業を行います。

※上記事項は、感染状況が落ち着いている「平時」での対応です。地域や学校において、感染が流行した場合においては、一時的に「近距離」「対面」「大声」を伴うような活動などについて制限を加え、健康、安全面に配慮した活動方法を工夫していきます。

<問い合わせ先>

豊橋市教育委員会学校教育課 0532-51-2826

教育政策課 0532-51-2805